工事成績表

工事成績表の考査項目別運用表(別紙-1~3) 建築・設備 (H28.9)

三好市

[記入方法]該	当する項目の口に	レマ	ークを記入する。	二手/从校公 5 至 八百 // 元	/IIX(I)/\(\alpha\)		監督員
考査項目	細別		а	b	С	d	е
1. 施工体制	I. 施工体制一般		施工体制が優れている	施工体制が良好である	施工体制が適切である	施工体制がやや不適切である	施工体制が不適切である
		1 2 3 4 5 6 7 8	□ 元請け業者が、下請け業者の施工結果を、□ 現場における施工体制に対し、本支店等に	ている。 ている。 む)が、書面と一致している。 、施工されている。 、下請け業者に説明するとともに、証紙の購入: 、十分に検査している。		□ 施工体制一般に関して、 監督員等からの文書による、 改善指示に従わなかった。	
			●判断基準 該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	b ② 削除項目のある場合は削除後の c ③ 対象評価項目数()=全項目 d 評価値(%)=評価数()/	/対象評価項目数()×100	で評価する。	
		L	a	b	C	d	e
	II. 配置技術者 (現場代理人等)		 書類及び資料が適切に整理されている。 作業環境・気象・地質条件等の、把握及び 工事に必要な専門技術者を選任し、配置し 作業に必要な作業主任者を選任し、配置し 主任(監理)技術者として、技術的判断に優別 施工体制・施工状況を把握し、下請け・部下 施工等に伴う提案、または工夫を持って工 	議等を書面で行っている。 して、工事を行っている。 61項(以下、「契約書第16条」という。)に基ずく 対応に努めている。 ている。 、ている。 れ、良好な施工に努めている。 下等をよく指導している。		配置技術者としてやや不適切である。 「配置技術者に関して、監督員等から文書により、改善指示を行った。	る 配置技術者として不適切である
			●判断基準 該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・ 該当項目が80%以上90%未満・・・・・ 該当項目が60%以上80%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	b ② 削除項目のある場合は削除後の c ③ 対象評価項目数()=全項目		で評価する。	

1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事(専門工事)を自ら施工するときは、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。 なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねること 2. 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

工事成績表の考査項目別運用表(公共建築工事) [記入方法] 該当する項目の口にレマークを記入する。 監督員 考査項目 h 施工状況 I. 施工管理 施工管理が優れている 施工管理が良好である 施工管理が適切である 施工管理がやや不適切である 施工管理が不適切である 「評価対象項目」 1 □ 契約書第16条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。 □ 施工管理に関して、 □ 施工管理に関して、 施工計画書が、工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)に提出されている。 監督員等から文書により、 監督員等からの文書による、 3 □ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。 改善指示を行った。 改善指示に従わなかった。 4 □ 施工計画書に、出来形・品質を確保するための記載がある。 5 □ 施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。 6 □ 施工図作成にあたり、関連工事と、遅滞なく調整が十分にはかられている。 7 □ 工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。 8 □ 施工計画書の記載内容と、現場の施工方法が一致している。 9 □ -工程の施工の、検査・確認の報告が適時に行われている。 10 現場内での整理整頓が、日常的に行われている。 | 11| | 使用する建築材料(以下「材料」という。)・設備機材(以下「機材」という。)の、調達の計画及び搬入後の管理が適切である。 12 口 社内検査が計画的に行われている。 13 □ 独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。 14 □ 低騒音・低振動および排出ガス対策型の、建設機械及び車両を使用している。 15 □ 建設廃棄物の処分、および建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。 16 □「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項がない。 または指示事項に対する改善が、速やかに実施されている。 17 🗆 その他 理由(●判断基準 該当項目が90%以上・・・・・・ a ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 該当項目が80%以上90%未満・・・・・ b ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 該当項目が60%以上80%未満・・・・・ c ③ 対象評価項目数()=全項目数(17)-対象外項目数(該当項目が60%未満・・・・・・・・ d 評価値(%)=評価数()/対象評価項目数()×100 Ⅱ 工程管理 工程管理が優れている 工程管理が適切である 工程管理がやや不適切である 工程管理が不適切である 工程管理が良好である 「評価対象項目」 □ 工程管理に関して、 1 □ 実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。 □ 工程管理に関して、 現場での工程管理を、詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 監督員等から文書による、 監督員等からの文書による、 □ 工程のフォローアップを実施し、請負者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。 改善指示を行った。 改善指示に従わなかった。 4 □ 現場または施工条件の変更への対応が、積極的で処理が速い。 5 □ 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 6 □ 請負者の責による、夜間や休日の作業がない。 7 □ 休日・代休の確保を行っている。 8 □ 近隣住民(入居官署等を含む)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を図っている。 9 □ 「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項がない。 または、指示事項に対する改善が、速やかに実施されている。 10 口 その他 理由(●判断基準 該当項目が90%以上・・・・・・ a ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。

③ 対象評価項目数()=全項目数(10)-対象外項目数()

評価値(%)=評価数()/対象評価項目数()×100

該当項目が80%以上90%未満・・・・・ b

該当項目が60%以上80%未満・・・・・ c

該当項目が60%未満・・・・・・・・・ d

[記入方法] 該当する項目の口にレマークを記入する。

監督員 考査項目 h 2. 施工状況 Ⅲ. 安全対策 安全対策が優れている 安全対策が良好である 安全対策が適切である 安全対策がやや不適切である 安全対策が不適切である 「評価対象項目」 1 □ 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている □ 安全対策に関して、法令遵守の □ 安全対策に関して、 □ 安全対策に関して、 2 □ 店社パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。 措置内容に該当する場合。 監督員等から文書による、 監督員等からの文書による、 3 □ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正を指示している。 改善指示を行った。 改善指示に従わなかった。 4 □ 安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。 5 □ 安全巡視・TBM・KY等を実施し、記録を整備している。 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 7 □ 現場の各工程において、適時適切に、安全管理の措置をしている。 8 □ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置が、なされている。 9 □ 山留等について、設置後の点検および管理が、チェックリスト等を用いて実施されている。 10 仮設工事において、設置完了時や使用中の点検および管理が、チェックリスト等を用いて実施されている。 11 □ 使用機械・工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。 12 □ 工事現場における、保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。 13 □ 過積載防止に、十分に取り組んでいる。 14 □「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項がない。 または指示事項に対する改善が、速やかに実施されている。 15 口トラック(クレーン装置付)において、上空施設への接触事故防止装置付の、車両を使用している。 16 🗌 その他 理由(●判断基準 ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 該当項目が90%以上・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・・ b ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 該当項目が60%以上80%未満・・・・・ c ③ 対象評価項目数()=全項目数(16)-対象外項目数() 該当項目が60%未満・・・・・・・・・・ d 評価値(%)=評価数()/対象評価項目数()×100 Ⅳ. 対外関係 対外関係がやや不適切である 対外関係が不適切である 対外関係が優れている 対外関係が良好である 対外関係が適切である 「評価対象項目」 □ 対外関係に関して、 1 □ 工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と、協議および調整を行い、トラブルの発生がない。 □ 対外関係に関して、 2 □ 工事施工にあたり、近隣住民(入居官署等を含む)と、適切に協議および調整を行っている。 監督員等から文書により、 監督員等からの文書による、 3 □ 引き渡し時に、入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。 改善指示を行った。 改善指示に従わなかった。 4 □ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより、地域住民や通行者等にわかりやすく周知している。 5 □ 近隣住民(入居官署等を含む)対策を実施し、苦情がない。 または、苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。 6 □ 現場のイメージアップに取り組んでいる。 7 □ 「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項がない。 または、指示事項に対する改善が、速やかに実施されている。 8 □ その他 理由(●判断基準 該当項目が90%以上・・・・・・ a ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 該当項目が80%以上90%未満・・・・・ b ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 該当項目が60%以上80%未満・・・・・ c ③ 対象評価項目数()=全項目数(8)-対象外項目数() 該当項目が60%未満・・・・・・・・・ d 評価値(%)=評価数()/対象評価項目数()×100

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。 | 考査項目 | 細別 | 監督員 b 3. 出来形及U I. 出来形 出来形が優れている 出来形が良好である 出来形が適切である 出来形がやや不適切である 出来形が不適切である 出来ばえ 「評価対象項目」 建築工事 1 □ 承諾図等が、設計図書を満足している。 □ 出来形の管理に関して、 □ 工事請負契約書第15条に 2 □ 施工図等が、設計図書を満足している。 電気設備工事 監督員等から文書により、 基づき、監督員等が改造請求を 3 □ 現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工である。 受変電設備工事 改善指示を行った。 行った。 冷暖房衛生設備工 4 □ 施工計画書等で定めた、出来形の管理基準に基づき、管理している。 もしくは、検査員とともに 5 □ 出来形の管理記録が、適切にまとめられており、結果が良好である。 機械設備工事 文書による修補指示を行った。 6 □ 出来形の管理方法を工夫している。 7 □ 解体または撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 8 □ 不可視部分となる出来形が、工事写真・施工記録により確認できる。 9 □ その他 理由(●判断基準 該当項目が90%以上・・・・・・ a ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 該当項目が80%以上90%未満・・・・・ b ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 該当項目が60%以上80%未満・・・・・ c ③ 対象評価項目数()=全項目数(9)-対象外項目数() 該当項目が60%未満・・・・・・・・ d 評価値(%)=評価数()/対象評価項目数()×100

^{1.} 出来形の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状・寸法・位置・数量並びに管理記録と、設計図書を対比することにより評価を行う。

工事成績表の考査項目別運用表(公共建築工事) [記入方法] 該当する項目の□に レ マークを記入する。 | 考査項目 | 細別 | | 監督員 b 3. 出来形及U I. 出来形 出来形が優れている 出来形が良好である 出来形が適切である 出来形がやや不適切である 出来形が不適切である 出来ばえ 「評価対象項目」 解体工事 1 分別解体等の方法が、設計図書を満足し、適切な施工である。 □ 出来形の管理に関して、 □ 工事請負契約書第15条に 2 □ 撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 監督員等から文書により、 基づき、監督員等が改造請求を 3 □ 施工計画書等で定めた管理基準に基づき、管理している。 改善指示を行った。 行った。 4 □ 各施工段階ごとの工事の記録が、工事写真・施工記録により確認できる。 もしくは、検査員とともに 5 □ 解体施工等において、管理方法を工夫している。 文書による修補指示を行った。 6 □ その他 理由(●判断基準 該当項目が90%以上・・・・・ a ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 該当項目が80%以上90%未満・・・・・ b ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 該当項目が60%以上80%未満・・・・・ c ③ 対象評価項目数()=全項目数(6)-対象外項目数() 該当項目が60%未満・・・・・・・・・・・・ d 評価値(%)=評価数()/対象評価項目数()×100

[記入方法] 該	当する項目の口に	レマーク	7を記入する。				監督員
考査項目	細別		а	b	С	d	е
3. 出来形及び	Ⅱ. 品質		品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
	建築工事	1	価対象項目」 材料・製品の品質が、製作図等により確認 も質確認記録の内容が、適切であ品質が 施工の各段階における完了時の、品質が 躯体工事における、施工の品質が良好で 内外仕上げ工事における、施工の品質が 不可視部分の品質確認のための、工事写 その他 理由()	ヾ適切である。 さある。 く良好である。		□ 品質の管理に関して、 監督員等から文書により、 改善指示を行った。 もしくは、検査員とともに 文書による修補指示を行った。	□ 上事請負契約書第15条に 基づき、監督員等が改造請求を 行った。
			●判断基準 該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	b ② 削除項目のある場合は削除後 c ③ 対象評価項目数()=全項		をで評価する。	

- 1. 目的物の品質の水準を評価すること。 2. 品質の対象は、「材料・機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と、設計図書を対比することにより、技術的な評価を行う。
- 3. デザインビルド方式等で、建築工事・電気設備工事・冷暖房衛生設備工事等が、2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によって良いものとする。 また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし、工事比率は1.0とする。

[記入方法] 該	§当する項目の□に	レ マークを記入する。				監督員
考査項目	細別	a	b	С	d	е
3. 出来形及び	Ⅱ. 品質	品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
	電気設備工事 受変電設備工事 工事比率	「評価対象項目」 1 機材の品質が、承諾図等により確認でき 2 応工の各段階における完了時の、試験が 3 品質確認記録の内容が、適切である。 4 システムの性能及び機能に関する、試運 5 機材及び施工の品質が、良好である。 6 不可視部分の品質を確認するための、エ 7 マの他 理由()	r法及び記録の方法が適切である。 転・確認方法等が適切であり、記録の内容が設	計図書を満足している。	□ 品質の管理に関して、 監督員等から文書により、 改善指示を行った。 もしくは、検査員とともに 文書による修補指示を行った。	□ 工事請負契約書第15条に 基づき、監督員等が改造請求を 行った。
		●判断基準 該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・ 該当項目が80%以上90%未満・・・・・ 該当項目が60%以上80%未満・・・・・ 該当項目が60%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	b ② 削除項目のある場合は削除後	平価対象外の項目は横線を引いて削除する。 の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値 目数(7)→対象外項目数() /対象評価項目数()×100	で評価する。	

- 1. 目的物の品質の水準を評価すること。 2. 品質の対象は、「材料・機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と、設計図書を対比することにより、技術的な評価を行う。
- 3. デザインビルド方式等で、建築工事・電気設備工事・冷暖房衛生設備工事等が、2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によって良いものとする。 また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし、工事比率は1.0とする。

[記入方法] 該	当する項目の口にし	レ マークを記入する。				監督員
考査項目	細別	а	b	С	d	е
3. 出来形及び	Ⅱ. 品質	品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
	冷暖房衛生設備工 機械設備工事 工事比率	2 □ 施工の各段階における完了時の、試験ス 3 □ 品質確認記録の内容が、適切である。	方法及び記録の方法が適切である。 『転・確認方法等が適切であり、記録の内容が記	計図書を満足している。	□ 品質の管理に関して、 監督員等から文書により、 改善指示を行った。 もしくは、検査員とともに 文書による修補指示を行った。	□ 工事請負契約書第15条に 基づき、監督員等が改造請求を 行った。
		●判断基準 該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	b ② 削除項目のある場合は削除後 c ③ 対象評価項目数()=全項		で評価する。	

- 1. 機械設備工事とは、エレベーター・エスカレーター設備工事等の、建設業法における機械器具設置工事をいう。
- 2. 目的物の品質の水準を評価すること。
- 4. 日1730/の対象は、「お料・機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と、設計図書を対比することにより、技術的な評価を行う。
 4. デザインビルド方式等で、建築工事・電気設備工事・冷暖房衛生設備工事等が、2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によって良いものとする。 また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし、工事比率は1.0とする。

「記入方法」該当する項目の口に レマークを記入する。

	(ヨッの項目の口に	ν ·	7 E HD7 (7 0 0				<u></u> 直目貝
考査項目	細別	1 1	а	b	С	d	е
3. 出来形及び	Ⅱ 品質	1	品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
出来ばえ		г	評価対象項目」	HH SEW SEVI COSO	HH SEW KESS COS O	HH 3-C // (M2 3) C (J) (J	HH 25/4 1/22 27 C 07 U
	解体工事	1	計画対象・現日	≰等に基づき適切である。 。 >、工事写真・施工記録等が整備されている。		□ 品質の管理に関して、 監督員等から文書により、 改善指示を行った。 もしくは、検査員とともに 文書による修補指示を行った。	□ 上事請負契約書第15条に 基づき、監督員等が改造請求を 行った。
			●判断基準 該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	b ② 削除項目のある場合は削除後(低対象外の項目は横線を引いて削除する。 の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値 目数(6)-対象外項目数()) /対象評価項目数()×100	で評価する。	

^{1.} 解体施工等の、品質の水準を評価すること。

[記入方法] 該当する項目の口にレマークを記入する。			監督員	
考査項目 細別評価対象項目		細別	評価対象項目	
6 創意工士 ■進供・後上付け□ 測号・位署中」になけ	る工士	■中央海州関係	字今仮記供字の工土(茨下物・隊茨及び転茨・地士ね・乗振・立入川林・畑・チ扨)	11.5

考査項目	細別	評価対象項目	細別		評価対象項目	
5. 創意工夫	■準備・後片付け	□ 測量・位置出しにおける工夫	■安全衛生関係		安全仮設備等の工夫(落下物・墜落及び転落・挟まれ・	
	関係	□ 現地調査方法の工夫			安全衛生教育・技術向上講習会等・ミーティング・安全	パトロール等に関する工夫
		□その他				
		理由(100 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	
(最大7点)		詳細評価内容			周辺道路等の事故防止、または一般交通確保等のたる	
					改修工事における既存施設利用者等に対する安全対	策の工夫
評点計					作業時における作業環境改善等の工夫	
						環境への工夫
					その他	
				1	理由()
				詳紙	細評価内容	
	■施工関係	□ 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫				
		□ 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的	りな取り組み			
		□ 土工事・地業工事・鉄骨建て方・コンクリート工事等の施工関係の工夫				
		□ 建築材料・機材等の、運搬・搬入等を含む施工方法に工夫				
		□ 電気設備工事等の配線・配管等の工夫				
		□ 冷暖房衛生設備工事等の配管・ダクト等の工夫		ļ		
		□ 照明・視界確保等の工夫	■施工管理関係		出来形の管理等に関する工夫	
		□ 仮排水・仮道路・迂回路等の、計画・施工の工夫			施工計画書または写真記録等に関する工夫	
		□ 運搬車両・施工機械等の工夫			出来形・品質に関する、計測等の工夫、および集計のこ	工夫
		□ 型枠・足場・山留等の、仮設関係の工夫			施工管理ソフト等の活用	
		□ 施工管理及び品質向上等の工夫			CALSを活用した施工管理の工夫	
		□ プレハブエ法等の採用による、工期短縮等の工夫			その他	
		□ 仮設施工等の工夫		\	理由()
		□ 既存施設・近隣等に対する、騒音・振動対策等の工夫		詳紙	細評価内容	•
		□ 保全への配慮による、材料選定・施工方法等の工夫				
		□ 作業の安全性向上のための、施工方法等の工夫				
		□その他				
		理由(
		詳細評価内容				
				J		
			■その他	П	その他	
			_ (1 1 1 1 1		理由()
					 - その他	,
					理由()
				詳紙	細評価内容	,
	■品質関係	· □ 集計ソフト等の活用と工夫				
		□躯体工事の品質管理の工夫				
		□ 建築材料・機材の、検査・試験に関する工夫				
		□ 施工の検査・試験に関する工夫				
		□ 品質記録方法の工夫				
		□その他				
		コープログログログ				
		詳細評価内容				
		HILLIAM I IMIL 1.M				

- *1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
 *2. 該当する数と重みを勘案して評価する。 1項目1点を目安とするが、項目により2~4点で評価し、最大7点の加点評価とする。
 *3. 上記の考査項目のほかに評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。 なお、課長(室長)が評価する「工事特性」との二重評価はしない。
 *4. 入札時の総合評価の技術提案、または簡易な施工計画に係る項目は評価しない。
 *5. レ点を付した評価対象項目について、評価内容および効果があった項目を、評価詳細内容欄に記載する。

「記入方法」該当する項目の□に レ マークを記入する。

課長(室長)

	佐工作河 1 工和英田
□ 隣接または同一現場の、他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 □ 近隣住民(入居官署等を含む)との調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 □ 配置技術者(現場代理人等)の、積極的な工程管理の姿勢がみられた。 □ その他(理由:) [詳細評価内容] * 上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a・b・c・d・e 評価を行う。 □ 安全対策 □ 安全対策が優れている 安全対策が良好である 安全対策が適切である 安全対策がやや不適切である 安全対策が不適切である 安全対策がである。 □ 建設労働災害・公衆災害の防止への、努力が顕著である。 □ 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。	加工认况 ┃ 単. 土怪官理 ┃
Ⅲ. 安全対策	
Ⅲ. 安全対策 a b c d e 安全対策が優れている 安全対策が良好である 安全対策が適切である 安全対策がやや不適切である 安全対策が不適切である 安全対策が不適切である 安全対策がである。 □ 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。	
安全対策が優れている 安全対策が良好である 安全対策が適切である 安全対策がやや不適切である 安全対策が不適切である 安全対策が不適切である 安全対策が不適切である 安全対策が不適切である 安全対策がやや不適切である 安全対策が不適切である 安全対策が不適切である 安全対策がやや不適切である 安全対策が不適切である 安全対策がやや不適切である 安全対策がやや不適切である 安全対策が不適切である 安全対策がやや不適切である 安全対策が不適切である おおまま おおまま おおまま おおまま ままま ままま ままま まままま まままま まままままま	
安全対策が優れている 安全対策が良好である 安全対策が適切である 安全対策がやや不適切である 安全対策が不適切である 安全対策が不適切である 安全対策が不適切である 安全対策がやや不適切である 安全対策が不適切である 安全対策が不適切である 安全対策がやや不適切である 安全対策が不適切である 安全対策がやや不適切である 安全対策が不適切である 安全対策がやや不適切である 安全対策が不適切である 安全対策がやや不適切である 安全対策が不適切である おおまま おおまま おおまま まま まま まま まま まま まま まま まま	
□ 建設労働災害・公衆災害の防止への、努力が顕著である。 □ 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。	
□ 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。	
□ 安全衛生管理活動が、適切に実施されている。	
□ 安全管理に関する、技術開発や創意工夫に取り組んでいる。	
□ 安全協議会活動に、積極的に取り組んでいる。	
□ その他(理由:	
[詳細評価内容]	
* 上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a・b・c・d・e 評価を行う。	

- 1. 課長等は、監督員の意見を参考に、総括的な評価を行う。
- 2. 評価にあたっては、評価対象項目の レ 点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。 3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴う地域社会や住民に対する配慮等の貢献を、加点評価する。
- 4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を、詳細評価内容欄に記載する。

工事成績表の考査項目別運用表(公共建築工事) 「記入方法〕該当する項目の口に レ マークを記入する。 課長(室長) 考查項目 (細別) 4. 工事特性 ■建物規模への対応 下記対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 (施工条件等への対応) □ 延べ面積10.000m2以上の建物 □ 地上9階以上、または建物高さ31m以上の建物 □ 大空間のホール等を有する建物 □ その他(理由: [詳細評価内容] 評点= 占 ■建物固有の機能の難しさへの対応 下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □ 対象建物の耐震レベル □ 建物機能の特殊性 □ その他(理由:) 「評価技術事例」 建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてI類及びA類に属する工事 電機または冷暖房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事。 研究施設、美術館等、特殊機能や設備のある建物 [詳細評価内容] 評点= ■建物固有の施工技術の難しさへの対応 下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □ 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合【総合評価における技術提案は除く】 □ 設計条件として、工法・材料・及び設備システム(機材を含む)の特殊性 制約条件等があり施工難度が特に高い場合 □ その他(理由: 「評価技術事例」 パイロット工事または特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 特殊な工法及び材料等を採用した工事 特殊な設備システムを採用した工事 免震装置を設ける工事 大規模な山留工法が必要な工事 敷地内または周辺部の工作物、配管配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 仮設備等を設け、システムを停止することなく、配管配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事

[詳細評価内容]

点

評点=

■厳しい自然・地盤条件への対応	Ī	下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。
		□ 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時)□ 軟弱地盤、支持地盤の影響□ 雨・雪・風・気温等の影響□ その他(理由:)
		[評価技術事例] 地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事
	=	[詳細評価内容]
評点= 点	Ħ	
■厳しい周辺環境、社会条件との対応		下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。
		□ 地中埋設物等の作業障害 □ 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 □ 周辺住民等に対する、騒音・振動の配慮 □ 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 □ その他(理由:)
		[評価技術事例] 工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠・有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 住居専用地域等で騒音などの時間規制が条例で定められている工事 有線電気通信法による届け出が必要なテレビ電波障害対策工事で困難な調整を行った工事
		[詳細評価内容]
評点= 点		

■施工現場での対応	下記の対応事項に1つにレ点が付けば4点の加点とし最大10点とする。 [長期工事における安全確保への対応] 12ヶ月をこえる工期で事故がなく完成した工事(ただし全面一時中止期間は除く) [災害等での臨機の措置] 地震・台風などにおいて適切に臨機の対応を行った工事 [施工状況(条件)に対応した施工・工法等] 工事の実施にあたり各種の制約があり工程的にも特に厳しく施工の制限を受けた工事 工程上他工事の制約を受け機械人員の増強を行った工事 体日・夜間作業が工程の過半を超える工事
評点= 点	□ 施設を使用しながらの工事で工程的な制約が特に厳しい工事 □ 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある工事 □ 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 □ 特殊な室などで工種が輻輳し、困難な調整を要する工事 □ 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工および機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 □ 同一敷地内のおける施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 □ その他(理由:
(最大20点) 評点計= 点	

- 1. 工事特性は最大20点の加点評価とする。なお1項目に複数の内容がある場合、または対象範囲が広い場合はそれ以上の点数を与えてもよい。 2. 監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。 3. 評価に当たっては監督員の意見も参考に評価する。 4. レ 点を付した評価対象項目について、評価内容を、詳細評価内容欄に記載する。

「記入方法」該当する項目の□に レマークを記入する。 課長(室長) 考查項目 細別 h' 6. 社会性等 I. 地域への貢献等 地域への貢献が優れている 地域への貢献がやや優れている 地域への貢献が良好である 地域への貢献がやや良好である 他の評価に該当しない □ 災害時等に、地域への救援活動等に協力した。 □ 周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 □ 現場事務所や作業現場の環境を、周辺地域の景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 □ 広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 □ 地域イベントへの協力や、ボランティア活動等への協力や参加をした。 □ その他 (理由: [詳細評価内容] * 上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a・a'・b・b'・c 評価を行う。

- 1. 課長等は、監督員の意見を参考に、総括的な評価を行う。
- 2. 評価にあたっては、評価対象項目の レ 点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。
- 3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴う地域社会や住民に対する配慮等の貢献を、加点評価する。
- 4. レ 点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を、詳細評価内容欄に記載する。

「ラスナン、数ツナス項目のロにしっておまます。

[記人万法] 該当	する頃日の口に レ マークを記入する。		誅長(至長)						
考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表								
7. 法令遵守等									
	措置内容	点数							
	□ 1. 入札参加資格停止6ヶ月以上	-20点	□ 該当項目なし						
	□ 2. 入札参加資格停止4ヶ月以上6ヶ月未満	-15点							
	□ 3. 入札参加資格停止2ヶ月以上4ヶ月未満								
	□ 4. 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満								
	□ 5. 入札参加資格制限または指名不選定								
	□ 6. 文書注意、または文書による改善命令								
	□ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、 文書注意以上の処分がなかった場合。	一3点							
	(不問で処分した案件。 もらい事故や交通事故は含まない。)								
	□ 8. 総合評価落札方式において、受注者の責により、技術提案または簡易な施工計画が 履行されなかった場合	点							
	① 本考査項目(8. 法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記	の適応事例で、上表	・ 1から7の措置があった」場合に適用する。						
	② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名・工期・施工場所等)を履行することに限定する。								
	③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する、現場代理人・監理技術者・主任技術者・社内検査員・請負会社の現場従事職員、 及び②を履行するために下請け契約し、その履行をするために従事する者に限定する。								
	④ 総合評価落札方式において、受注者の責により、技術提案または簡易な施工計画が履行されない場合は、上表8により工事成績評定点を減点する。								
	[上記で評価する場合の適用事例] 1. 入札前に提出した調査資料等が、虚偽であった事実が判明した。 2. 承諾なしに権利義務等を第3者に譲渡、または承継を行った。 3. 労働者の寄宿舎環境等について、労働基準法上の違反があり、送検等された。 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄・砂利採取法に違反する無許可採取等、関連党 5. 当該工事関係者が、贈収賄等により逮捕または公訴された。 6. 建設業法に違反する事実が判明した。(一括下請け・技術者の専任違反等) 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。 あるいは不当な政治力等の 10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを、期日以内に行っていない 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 12. 受注企業の社員に、「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属す 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。 あるいは暴力団対策法第9 作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実。 14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、またに 15. 引渡し後に事故等が発生し、請負者の責による重大な瑕疵が判明した。 16. 施工体制台帳・施工体系図が不備で、監督員から文書等による改善指示を行ったが、こ 17. 請負者の責により、工期内に工事を完成できなかった。 18. 受注者が社会保険等未加入建設業者と下請け契約を締結した。(発注者が特別の事情一定の期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等につき届出の義務を※[下請負代金総額3,000万円(建設工事は4,500万円)以上の工事を対象とする] 19. その他(理由:	D圧力をかけ妨害した。 あるいは不当にる構成員・準構成員 る構成員・準構成員 をに記されている、 が判明した。 ま重大な損害を与え これに従わなかった。 であると認めた	こ。 下請代金の額を減じている。 あるいはそれに類する行為がある。 ・企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 少利・砂・防音シート・軍手等の物品の納入、 た公衆災害を起こした。 場合、又は特別の事情を有する認めた場合で、発注者が定める						

「記入方法」該当する項目の口にレマークを記入する。

桳杏昌

[記入方法]該当する項目の□に レ マークを記入する。 検査員 考査項目 h h' Ч а a' C е 3. 出来形及び |出来形が特に優れてい|出来形が優れている |出来形が特に良好であ|出来形が良好である |出来形が適切である |出来形がやや不適切である |出来形が不適切である 出来ばえ 建築工事 電気設備工事 |「評価対象項目| I. 出来形 受変電設備工 1 □ 承諾図書が、設計図書を満足していることが確認できる。 FALSE **FALSE** 2 □ 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 冷暖房衛生設 機械設備工事 3 □ 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基ずく管理を実施していることが確認できる。 4 □ 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 □ 出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。 6 □ 現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 **FALSE** 7 □ 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 8 □ 不可視部分となる出来形が、工事写真・施工記録により確認できる。 9 □ 解体または撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。 10 □ その他 理由(|(減点)該当すれば d 評価とする。 □ 出来形の管理に関して、監督員等が文書による改善指示を行った、または、検査員が文書による修補指示を行った。(文書指示が一方からのみ行われた場合) (減点)該当すれば e 評価とする。 □ 出来形が不適切であったため、三好市公共工事標準請負契約約款第26条に基づく検査が不合格となった。 □ 出来形の管理に関して、監督員等が文書による改善指示を行い、かつ、検査員が文書による修補指示を行った。(文書指示が両方から行われた場合) ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数(10)-対象外項目数() 評価値(%)=評価数()/対象評価項目数()×100 ●判断基準 該当項目が90%以上・・・・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・・・・a 該当項目が70%以上80%未満・・・・・・b 該当項目が60%以上70%未満······b' 該当項目が50%以上60%未満・・・・・・・c 該当項目が50%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・ d

1. 出来形の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状・寸法・位置・数量並びに管理記録と、設計図書を対比することにより評価を行う。

[記入方法] 該当する項目の口にレマークを記入する。 検査員 考査項目 工種 h h' С Ч а a' е 3. 出来形及び |出来形が特に優れてい|出来形が優れている |出来形が特に良好であ|出来形が良好である |出来形が適切である |出来形がやや不適切である |出来形が不適切である 出来ばえ 解体工事 |「評価対象項目 | I. 出来形 1 □ 分別解体等の方法が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 FALSE **FALSE** 3 □ 施工計画書等で定めた管理基準に基づき、管理していることが確認できる。 4 □ 各施工段階ごとの工事の記録が、工事写真・施工記録により確認できる。 5 □ 解体施工等において、管理方法を工夫していることが確認できる。 6 □ その他 理由(**FALSE** (減点)該当すれば d 評価とする。 □ 出来形の管理に関して、監督員等が文書による改善指示を行った、または、検査員が文書による修補指示を行った。(文書指示が一方からのみ行われた場合) (減点)該当すれば e 評価とする。 □ 出来形が不適切であったため、三好市公共工事標準請負契約約款第26条に基づく検査が不合格となった。 □ 出来形の管理に関して、監督員等が文書による改善指示を行い、かつ、検査員が文書による修補指示を行った。(文書指示が両方から行われた場合) ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数(6)-対象外項目数() 評価値(%)=評価数()/対象評価項目数()×100 ●判断基準 該当項目が90%以上・・・・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・・・・a 該当項目が70%以上80%未満・・・・・・b 該当項目が60%以上70%未満・・・・・・b' 該当項目が50%以上60%未満・・・・・・・c 該当項目が50%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・ d

丁事成績表の老杏頃日別運用表(公共建築丁事)

[記入方法] [核当する項目の		: レマークを記入する。		工事风顺及0万	且为口州廷用权(五)	(注末工事)				検査員
考査項目	工種		a	a'	b	b'	С	C			e
3. 出来形及び	Ķ		品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不	適切である	品質が不	適切である
出来ばえ Ⅱ. 品質	建築工事 工事比率	1 2	□ 施工の各段階にお□ 材料の品質確認記		でき、設計図書を満足してい記録の方法が、適切であ ことが確認できる。 ことが確認できる。 こいることが確認できる。			☐ F	ALSE		FALSE
		6 7 8 9 10 11	□ 施工の品質が適切 □ 建具・ユニット等の □ 躯体工事における □ 内外仕上げ工事に □ その他の工事(躯体) □ 不可視部分となる	であり、設計図書を満足し、性能及び機能に関するる施工の品質が、施工記録おける施工の品質が、施 もける施工の品質が、施 おける施工の品質が、施 ・内外仕上げを除く)による質が、工事写真・施工記	していることが確認できる。 確認方法が適切であり、記 等により確認でき、良好て エ記録等により確認でき、 Sける施工の品質が、施工	日録の内容が設計図書であることが確認できる。 良好であることが確認できる。 良好であることが確認でき、記録等により確認でき、					FALSE
			(滅点)該当すれば e □ 品質が不適切であ	て、監督員等が文書による 評価とする。 ったため、三好市公共工	事標準請負契約約款第2	6条に基づく検査が不合	る修補指示を行った。(文章 合格となった。 補指示を行った。(文書指				
			② 削除項目のある ③ 対象評価項目数) o				
			該当項目が80%以 該当項目が70%以 該当項目が60%以 該当項目が50%以	以上・・・・・・・・・・・ 以上90%未満・・・・・・ 以上80%未満・・・・・・ 以上70%未満・・・・・・ 以上60%未満・・・・・・・	· a' · b · b' · c						

- 1. 目的物の品質の水準を評価すること。
- 2. 品質の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と、設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・冷暖房衛生設備工事等が、2工種以上複合している工事については、それぞれの工種ごとに評価し、工事費内訳による加重平均などの方法に よって良いものとする。

また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし、工事比率は1.0とする。

<u>[記入方法] </u>	<u>核当する項目の</u>		: レ マークを記入する。							検査員
考査項目	工種		а	a'	b	b'	С	d		е
3. 出来形及び			品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不	適切である
出来ばえ	電気設備工事									
_ ====	受変電設備工		「評価対象項目」	***************	-1					
Ⅱ. 品質				若図等により確認でき、設				☐ FALSE		FALSE
		2		ける完了時の、試験及び認		ることが確認できる。				
	工事比率	3		録の内容が、適切である。						
	上事 比学	- 1		、わかりやすく整理されて であり、設計図書を満足し						
				でのり、設計図音を両足し 食や検査等の結果の記録						FALSE
							を満足していることが確認	l タできる	ш	TALGE
				が機能に関する、試運転の				l		
				質が、工事写真・施工記		v				
		10	□ 中間検査や既済検	査での、工夫や良好な施	エの品質が、継続して確	認できる。				
		11	□ 運転・点検上の表示	、及び危険個所などの表	長示等が、明確でわかりや	すい。				
		12	□ その他							
			理由()					
			(減点)該当すれば d i	ではしナス						
					る改善指示を行った また	け 姶杏昌が文聿による	、修補指示を行った (文書	Ⅰ 書指示が一方からのみ行われ	1 た 提 会)	
			(滅点)該当すれば e 記		以合田小でリンに、かに	は、「大旦貝が、人首にみる	パシア州 1日小で11 フル。(入官	 	U/こ2例 ロ /	
				⊤臓こうる。 ○たため、三好市公共工事	事標進請負契約約款第2	6条に基づく検査が不合	格となった。			
								- 示が両方から行われた場合〕)	
		1						[
			O							
				頁目」のうち、評価対象外 目のは地路後の悪圧表						
				場合は削除後の評価項目		%)計算の他で評価する。				
				(()=全項目数(12 =評価数()/対象評						
			計1四1四(90)	一計恤奴()/ 刈象計	温頃日数() <100					
			●判断基準							
				(上						
				上90%未満・・・・・・・・・						
				上80%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
				上70%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
				上60%未満·······						
			談当項日か50%木	満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	a					

- 1. 目的物の品質の水準を評価すること。
- 2. 品質の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と、設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・冷暖房衛生設備工事等が、2工種以上複合している工事については、それぞれの工種ごとに評価し、工事費内訳による加重平均などの方法に よって良いものとする。

また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし、工事比率は1.0とする。

[記入方法] 該	 当する項目の		レマークを記入する。		_ 4.7%(sc 200 · 31		X_X_ 117				検査員
考査項目	工種		а	a'	b	b'	С		d		е
3. 出来形及び			品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや	不適切である	品質が不	適切である
	冷暖房衛生 設備工事 機械設備工事	1 2	□ 施工の各段階におけ	る完了時の、試験及び記	十図書を満足していることが 録の方法が、適切である。				FALSE		FALSE
	工事比率	4 5 6	□ 品質の確認結果が、 □ 施工の品質が適切で □ 施工の品質が、試験		ヽることが確認できる。 ていることが確認できる。 こより、優れていることが確		-満足していることが確認で	 			FALSE
		8 9 10 11	□ システムの性能及び □ 不可視部分となる品 □ 中間検査や既済検査	機能に関する、試運転の質が、工事写真・施工記録での、工夫や良好な施工	確認方法に工夫がある。	できる。	THE RELIANCE				
			(減点)該当すれば e 評 □ 品質が不適切であっ	、監督員等が文書による。 価とする。 たため、三好市公共工事	標準請負契約約款第269	条に基づく検査が不合格	多補指示を行った。(文書指 ・となった。 指示を行った。(文書指示か			場合)	
			② 削除項目のある場③ 対象評価項目数(
			該当項目が80%以 該当項目が70%以 該当項目が60%以 該当項目が50%以	上······ 上90%未満······ 上80%未満······ 上70%未満····· 上60%未満····· 満····	a' b b' c						

- 1. 機械設備工事とは、エレベーター・エスカレーター設置工事等の、建設業法における機械器具設置工事をいう。
- 2. 目的物の品質の水準を評価すること。
- 3. 品質の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と、設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。
- 4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・冷暖房衛生設備工事等が、2工種以上複合している工事については、それぞれの工種ごとに評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によって良いものとする。

また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし、工事比率は1.0とする。

[記入方法] 該当する項目の口にレマークを記入する。

検査員

++			, , , cm,						1			以 五页
考査項目	工種		а		a´	b	b'	С		d		е
3. 出来形及び	Ň.		品質が特に優れ	ている。	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がわれ	や不適切である	品質が	不適切である
			加克77 内心及70	СОВП	田具の 接作している	間長が下に及りてめる	HIEN KN COO	品更为 起列 (6)	пред л	1 122 31 (0) 0	HH 54.7	1 75 97 (67 6
出来ばえ												
			「評価対象項目」									
Ⅱ. 品質		1 4		カロノン=	19日の中央が 海切っ	5セスーレが1英国ガキス			ĺΠ	FALSE		FALSE
Ⅱ. 前貝						であることが確認できる。				FALSE		FALSE
		2	□ 各施工段階。	との施	江状況が、施工計画	「書等に基づき、適切であ	5ることが確認できる。		1			
		3	□ 登地寺にあり	つ加工	.の品質が、良好であ	ることが唯能できる。						
		4	□ 各施工段階。	とに、ホ	施工品質確認のため	の工事写真・施工記録等	痒が、整備されているこ	とが確認できる。				FALSE
)	□ 胜140 旭上寺!	かい く	、前貝唯体のための	工夫をしていることが確	「総できる。					
		6	□ 中間検査や問	済検す	『での工夫や、良好な	、施工の品質が、継続し ⁻	て確認できる。					
			□ その他									
		'										
			理由()						
			`			•						
			(減点)該当すれ	≄⊿≅જ	ほしナス							
		1 1										
			品質の管理	:関して	、監督員等が文書に	よる改善指示を行った、	または、検査員が文書	による修補指示を行った	- 灬文書指表	示が一方からのみ	タイテわれた	-場合)
		1 1					ON CONTRACTOR OF THE		I			- 22 - 27
		1 1	(減点)該当すれ									
			□□品質が不適セ	1であっ	たため、三好市公共	工事標準請負契約約款	第26条に基づく検査か	バ不合格となった。				
						よる改善指示を行い、か			ナ ま ドニバ	事士から 行われ	+-+□ ◆\	
			□ 前貝の官理!	- 判し (、監督貝寺が又書に	よる以普拍示を行い、ル	、ノ、快宜貝か又音によ	、 句)	人音扫示か	辿力から1747れ	に場合)	
		1 1										
			① 本部に証は	以 免证	日 のうた 証価対象	外の項目は横線を引い	て削除する					
			② 削除項目	りある均	易合は削除後の評価:	項目数を母数として、比	率(%)計算の値で評価	話する。				
						7)-対象外項目数(-, -,				
			評価値(%)=	=評価数()/対象	と評価項目数()×10	00					
			●判断基準									
			該当項目がの	∩04 N	<u> </u>							
			該当項目が8	0%以.	上90%未満・・・・・・	•a'						
					上80%未満・・・・・・							
			該当項日がん	0%に	上70%未満・・・・・・	• b'						
		1										
		1			上60%未満							
			該当項日がら	0%未	満 • • • • • • • • • • • • • • •	ı.d						
			W - X - 1 / 1	C / U / (/	11-3	G						
	1	1							1			

1. 解体施工等の品質の水準を評価すること。

THE 4	҈⊳⊨	

考査項目	工種		а	b	С	d
3. 出来形及び			全体的な完成度が優れている。	全体的な完成度が良好である。	全体的な完成度が適切である。	全体的な完成度が劣っている。
出来ばえ	建築工事					
			「評価対象項目」			
Ⅲ. 出来ばえ		1	□ きめ細かな施工がなされ、取り合いの納	hまりや端部まで仕上がりが良い。		☐ FALSE
	工事比率		□ 関連工事(工種)、又は既存部分との調			
	_ , , ,	3	□ 使い勝手や、使用者の安全に対する配	虚に優れている。		
		4	□ 仕上がりの状態が良好で、作動状態も	も好である。		
			□ 色調が均一であり、色むら等がなく、全体			
			□ 材料・製品の割り付けや通りなどがよく、			
			□ 保全に配慮した施工がなされている。	. =		
			□ その他			
			理由()		
				·		
			(減点)該当すれば d 評価とする。			
			□ 出来ばえが劣っている。			
				免りの再旦は供給ナコルイ料のナス		
			① 当該「評価対象項目」のうち、評価対		大 証 年 ナ 7	
				西項目数を母数として、比率(%)計算の値で	で評価9る。	
			③ 対象評価項目数()=全項目数(評価値(%)=評価数()/対			
			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・象評価項目数()×100		
			4 なの、削除後の計画項目数が2項目	以下の場合はで計画とする。		
			●判断基準			
			該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	а		
			該当項目が80%以上90%未満・・・・・			
			該当項目が80%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	c		
			成马突日7000000000000000000000000000000000000			
			1			
			1			
			1			
			1			

- 1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。
- 2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状・配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察・計測等により、技術的な評価を行う。
- 3. デザインビルド方式等で、建築工事・電気設備工事・冷暖房衛生設備工事等が、2工種以上複合している工事については、それぞれの工種ごとに評価し、 工事費内訳による加重平均などの方法によって良いものとする。 また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし、工事比率は1.0とする。

考査項目	工種		а	b	С	d
3. 出来形及び			全体的な完成度が優れている。	全体的な完成度が良好である。	全体的な完成度が適切である。	全体的な完成度が劣っている。
出来ばえ	電気設備工事 受変電設備工事	事 .				
Ⅲ. 出来ばえ	7 * U. *	1	□ きめ細かな施工がなされている。	おたじょうしょ ニタエロ じ しょうり し じりーナフ		☐ FALSE
	工事比率	3	□ 関連工事(工種)、又は既存部分との調□ 機器またはシステムとして、運転状態が	整かなされ、調和かよい仕上かりである。 「正常であり、性能が優れている。		
		4	□ 環境負荷低減への対策が優れている。			
			□ 運転操作及び保守点検等の、容易さを□ その他	確保するための配慮がなされている。		
		۱	理由()		
			(減点)該当すれば d 評価とする。 □ 出来ばえが劣っている。			
		ļ	□ 田木はんがあっている。			
			① 当該「評価対象項目」のうち、評価対	象外の項目は横線を引いて削除する。		
			② 削除項目のある場合は削除後の評(③ 対象評価項目数()=全項目数(西項目数を母数として、比率(%)計算の値。 (6)-対象以頂日数()	で評価する。	
			· 評価値(%)=評価数()/対	象評価項目数()×100		
			④ なお、削除後の評価項目数が2項目	以下の場合は c 評価とする。		
			■ Juli Nr 甘 t#			
			●判断基準 該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	а		
			該当項目が80%以上90%未満・・・・・	b		
			該当項目が80%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	С		

- 1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。
- 2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状・配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察・計測等により、技術的な評価を行う。
- 3. デザインビルド方式等で、建築工事・電気設備工事・冷暖房衛生設備工事等が、2工種以上複合している工事については、それぞれの工種ごとに評価し、 工事費内訳による加重平均などの方法によって良いものとする。 また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし、工事比率は1.0とする。

THE 4	҈⊳⊨	

考査項目	工種	a a	b	С	d
3. 出来形及び	Ĭ.	全体的な完成度が優れている。	全体的な完成度が良好である。	全体的な完成度が適切である。	全体的な完成度が劣っている。
出来ばえ	冷暖房衛生				
	設備工事				
皿. 出来ばえ	機械設備工事				☐ FALSE
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2 □ 関連工事(工種)、又は既存部分との調	整がなされ、調和がよい仕上がりである。		
		3 □ 機器またはシステムとして、運転状態が	バ正堂であり 性能が優れている		
	工事比率	4 □ 環境負荷低減への対策が優れている。			
	エサルナ	5 □ 運転操作及び保守点検等の、容易さを			
		6 その他	に入りるだいのにはないなどがしている。		
		可□ その間	1		
		埋田(,		
		 (減点)該当すれば d 評価とする。			
		│			
		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対			
			価項目数を母数として、比率(%)計算の値で	で評価する。	
		③ 対象評価項目数()=全項目数			
		評価値(%)=評価数()/対			
		④ なお、削除後の評価項目数が2項目	月以下の場合は c 評価とする。		
		●判断基準			
		該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	'a		
		該当項目が80%以上90%未満・・・・・	b		
		該当項目が80%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	' C		

- 1. 機械設備工事とは、エレベーター・エスカレーター設備工事等の、建設業法における機械器具設置工事をいう。
- 2. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。
- 3. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状・配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察・計測等により、技術的な評価を行う。
- 4. デザインビルド方式等で、建築工事・電気設備工事・冷暖房衛生設備工事等が、2工種以上複合している工事については、それぞれの工種ごとに評価し、 工事費内訳による加重平均などの方法によって良いものとする。 また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし、工事比率は1.0とする。

[記入方法] 該当する項目の口にレマークを記入する。 検査員 考查項目 工種 d 全体的な完成度が優れている。 3. 出来形及び 全体的な完成度が良好である。 全体的な完成度が適切である。 全体的な完成度が劣っている。 出来ばえ 解体工事 「評価対象項目」 Ⅲ. 出来ばえ 1 □ きめ細かな施工がなされ、解体後の整地の状態が良い。 **FALSE** 2 □ 関連工事(工種)、又は既存部分との調整がなされ、調和がよい仕上がりである。 3 □ 跡地の利用者の安全に対する配慮に優れている。 4 □ 全般的な仕上がり状態が良好である。 5 □ その他 理由((減点)該当すれば d 評価とする。 □ 出来ばえが劣っている。 ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線を引いて削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数()=全項目数(5)-対象外項目数() 評価値(%)=評価数()/対象評価項目数()×100 ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。 ●判断基準 該当項目が90%以上・・・・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・b 該当項目が80%未満・・・・・・・c

1. 全体的な仕上がり状態を評価する。